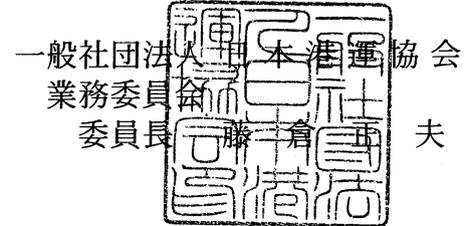




2022第292号

2022年11月8日

各地区港運協会長 殿
検査部会長 殿



国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法に係る
告示等の一部改正について

標記に関しましては、改正 SOLAS の発効に伴い、2016 年 7 月 1 日より国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法が制度化され、国土交通省は国内法を一部改正する省令と告示を公布し、あわせてガイドライン及びマニュアルを公表しておりました。

本件については、9 月に「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の一部が改正されました。本来であれば、関係の皆様速やかに周知すべきところですが、国交省海事局より告示の一部改正に伴いガイドライン及びマニュアルも改正を行うとの連絡がありましたので、その改正を待ち一体的に周知することと致しました。

今般、国交省海事局よりガイドライン及びマニュアルを改正しホームページに公表したとの連絡がありましたので、別紙のとおりそれぞれの改正等を整理致しました。
(詳細は資料や国交省ホームページをご参照下さい)

つきましては、お手数をおかけしますが、貴会傘下の関係事業者にご周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙
- ・国交省海事局検査測度課の発出文書
- ・告示新旧対照表
- ・ガイドライン新旧対照表
- ・マニュアル新旧対照表

(写) 各地区港運協会、特別会員

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法に係る 告示、ガイドライン、マニュアルの改正について

今般改正された、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示」（以下「告示」）、「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン」（以下「ガイドライン」）、「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル」（以下「マニュアル」）の改正点の概要は以下の通りとなります。

■告示の変更点

改正 SOLAS 条約の発効に伴い、2016 年 7 月 1 日より国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法が制度化され、国土交通省は国内法を一部改正する省令と告示を公布していましたが、今般、コンテナ総重量確定制度の手続き緩和を目的とし、2022 年 9 月 14 日に告示の一部改正を実施しました。

（改正の概要）

コンテナの荷送人自らがコンテナ質量確定を行う「届出荷送人」、および荷送人の委託を受けてコンテナ質量確定を行う「登録確定事業者」において、

- (1) 変更届出・変更登録が必要な事項の削減
- (2) 登録期間の延長
- (3) 登録更新時の添付書類削減

詳細は下記の資料、URL を参照下さい。

- ・ 国土交通省海事局検査測度課の発出文書
- ・ 告示新旧対照表

: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001516658.pdf>

■ガイドラインの変更点

告示を補完するガイドラインについて、告示の一部改正を受け手続き緩和に係る部分等が一部改正されました。

詳細は下記の資料、URL を参照下さい。

- ・ ガイドライン新旧対照表

: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001517307.pdf>

- ・ ガイドライン（国交省 HP）

: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001517541.pdf>

■マニュアルの改変更点

告示とガイドラインの改訂に合わせ、マニュアルについても、必要な変更が行われました。

詳細は下記の資料を参照下さい。

- ・ マニュアル新旧対照表
- ・ マニュアル（国交省 HP）

: <https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001517326.pdf>

「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の一部改正について

令和4年9月
国土交通省
海事局検査測度課

1. 背景

特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）において、貨物をコンテナに収納して運送する場合は、コンテナの荷送人は、船積み前に貨物の質量を確定し、確定した質量を記載した資料を船長及びコンテナヤード代表者に提出しなければならないこととしている。

貨物の質量確定に係る具体的な手続については、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成28年国土交通省告示第720号）に規定しており、同告示では、これらに加え、コンテナの荷送人自らがコンテナ質量確定を行う「届出荷送人」には国土交通大臣への届出を、コンテナの荷送人から委託を受けてコンテナ質量確定を行う「登録確定事業者」には国土交通大臣への登録及び3年ごとにその登録の更新を行うことを求めている。また、届出又は登録に係る事項に変更が生じた場合も、その都度、国土交通大臣へ届出又は変更登録を行うことを求めている。

今般、本届出・登録制度について、事業者等の業務負担低減を図るため、同告示に規定する届出荷送人及び登録確定事業者に係る手続きについて所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）変更届出・変更登録が必要な事項の削減

届出に係る事項に変更が生じた場合で、国土交通大臣へ届出が必要な事項は、国土交通大臣が定める軽微な変更以外^{※1}とする。

また、登録に係る事項のうち、国土交通大臣が定める軽微な変更以外のもの^{※1}に変更が生じた場合は、変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に、変更登録を行わなければならないこととする。

※1 届出荷送人にあつては、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては法人番号、質量確定の方法の区分並びに質量確定の業務の責任者の氏名及び連絡先をガイドラインで定める。登録確定事業者にあつては、これらに加え業務実施手順書中「計測・算出方法に関する事項」及び「計量器の性能の確保に関する事項」をガイドラインで定める。

（2）登録期間の延長

登録申請及び登録更新時、AEO制度認定事業者又は質量確定に係る業務においてISO9001を取得している者は、登録更新を行うまでの期間を国土交通大臣が定める期間^{※2}とする。

※2 AEO制度認定事業者又は質量確定に係る業務においてISO9001を取得している者である場合は、5年ごとの更新をガイドラインで定める。

（3）登録更新時の添付書類の削減

登録更新時、前回登録時より変更が生じていない事項に係る添付書類（登記事項証明書及び質量確定業務実施手順書を除く。）は、提出を省略することができることとする。

3. スケジュール（予定）

公布：令和4年9月14日

施行：公布の日

○国土交通省告示第 号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二の三第一項の規定に基づき、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示の一部を改正する告示

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による届出をしたコンテナの荷送人等(以下「届出荷送人等」という。)は、届出に係る事項を変更したとき又は質量確定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第八条 確定事業者の登録は、三年ごと(次に掲げるいずれかの者にあつては、国土交通大臣が定める期間ごと)にその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>一 関税法第五十条第一項、第六十一条の五第一項、第六十三条の二第一項若しくは第六十七条の三第一項第一号に規定する税関長の承認を受けた者又は同法第六十七条の十三第一項若しくは第七十九条第一項に規定する税関長の認定を受けた者</p> <p>二 国際標準化機構が定めた規格第九〇〇一号に適合している旨の認証を受けている者</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録確定事業者は、前項で準用する前条第三項第一号(登記事項証明書を除く。)第二号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(変更登録)</p> <p>第九条 登録確定事業者は、登録に係る事項を変更したときは、国土交</p>	<p>(届出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による届出をしたコンテナの荷送人等(以下「届出荷送人等」という。)は、届出に係る事項を変更したとき又は質量確定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第八条 確定事業者の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更登録)</p> <p>第九条 登録確定事業者は、登録に係る事項を変更しようとするときは</p>

通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七条第二項から第四項まで、第六項の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第二項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「国土交通大臣に」とあるのは「変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に国土交通大臣に」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「変更に係る書類」と、同条第四項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、同条第六項中「登録」とあるのは「登録の変更」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

(削る)

、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七条第一項から第六項までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、同項中「国土交通大臣に」とあるのは「変更しようとする日の二週間までに国土交通大臣に」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「変更に係る書類」と、同条第六項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3||

登録確定事業者は、第一項ただし書に係る変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン

新旧対照表

3. 用語の定義と解説			
新		旧（平成 30 年 12 月）	
AEO 制度	Authorized Economic Operator の略称。 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。	AEO（ <u>認定事業者</u> ）制度	Authorized Economic Operator の略称。 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。
AEO <u>承認・認定事業者</u>	AEO 制度において貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された <u>事業者</u> （特例輸入者を除く）。	AEO <u>輸出者</u>	AEO 制度において貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された <u>輸出者</u> （特定輸出者）。

5.ガイドライン

新		旧（平成 30 年 12 月）	
<p>2.4 届出手続きと届出書の記載事項</p>	<p>業務を開始しようとする日の 2 週間前までに国土交通大臣に届け出なければならぬ。届出書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>① <u>法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号（13桁）</u> 個人の場合：氏名、住所</p> <p>② <u>業務の種類及び概要</u></p> <p>③ <u>届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</u></p> <p>④ <u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>⑤ <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u></p> <p>なお、複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構わない。</p>	<p>2.4 届出の<u>手続き</u>と届出書の記載事項</p>	<p>業務を開始しようとする日の 2 週間前までに国土交通大臣に届け出なければならぬ。届出に必要な書類は以下のとおりとする。</p> <p><u>以下の事項を記載した届出書</u></p> <p>① <u>名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号</u> <u>（個人の場合は）氏名及び住所</u></p> <p>② <u>届出者に関する事項</u></p> <p>1) <u>業務の種類及び概要</u></p> <p>2) <u>届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</u></p> <p>3) <u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>4) <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u></p> <p>5) <u>備え置く業務実施手順書の文書名、文書番号及び作成日</u></p> <p>なお、複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構わない。</p>
<p>2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者並びに届出書の記載及び添付</p>	<p><u>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者は、それを証明する書類を届出書に添付することで、以下の届出書の記載事項が記載され、添付書類が添付されたこととする。</u></p> <p>① <u>AEO 承認・認定事業者</u></p> <p>1) <u>届出書の記載事項</u> <u>業務の種類及び概要</u> <u>届出に係る担当部門の責任者の氏名</u></p>	<p>2.6 届出の<u>手続き</u>の特例 1（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p><u>ISO9001 取得者又は AEO 輸出者は、それを証明する書類を届出書に添付することで、2.7 又は 2.8 のとおり、届出書の記載事項の一部が記載され、添付書類の一部が添付されたこととする。</u></p>

<p>する書類の一部の省略)</p> <p>※別紙参照</p>	<p><u>コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</u></p> <p>2) 添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p> <p>② ISO9001 取得者</p> <p>1) 届出書の記載事項</p> <p><u>業務の種類及び概要</u></p> <p><u>届出に係る担当部門の責任者の氏名</u></p> <p>2) 添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p>		
	<p>(削る)</p>	<p>2.7</p> <p><u>ISO9001 を取得者の届出 (届出書の記載及び添付する書類の一部の省略)</u></p> <p>※別紙参照</p>	<p><u>ISO9001 取得者であることを証明する書類をもって、以下の届出書の記載事項が記載がされ、添付書類が添付されたこととする。</u></p> <p>①届出書の記載事項</p> <p><u>1) 業務の種類及び概要</u></p> <p><u>2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名</u></p> <p>②添付書類</p> <p><u>現在事項が証明できる登記事項証明書</u></p>
	<p>(削る)</p>	<p>2.8</p> <p><u>AEO 輸出者の届出 (届出書の記載及び</u></p>	<p><u>AEO 輸出者であることを証明する書類をもって、以下の届出書の記載事項が記載がされ、添付書類が添付されたこととする。</u></p> <p>①届出書の記載事項</p> <p><u>1) 業務の種類及び概要</u></p>

		添付する書類 の一部の省 略) ※別紙参照	2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名 3) コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称 ②添付書類 現在事項が証明できる登記事項証明書
2.7 届出の押印及 び署名	届出書への代表者等の押印又は署名は不要であり、現在事項が証明できる登記事項証明書は写しで構わない。 また、電子的方法により届け出る場合は、届出の日は電子的方法により情報が送信された日とする。	2.9 届出の手続き の特例 2（電 子的方法によ る届出）	法人番号を有する者であって、別に定める電子的方法により届け出る場合には、届出書への代表者等の押印又は署名は不要とするとともに、現在事項が証明できる登記事項証明書は写しで構わない。 また、届出の日は電子的方法により情報が送信された日とする。
2.8 届出変更の手 続き	届出荷送人は以下のいずれかの事項に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出ること。 ① 届出荷送人の名称、住所、法人番号 ② 届出に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先 ③ コンテナ総重量の確定方法の区分 ④ 5年毎の業務継続報告が認められている者については、AEO 承認・認定又は ISO9001 認証	2.10 届出変更の手 続き	届出荷送人の名称、所在地（コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所の変更を含む）又は届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出ること。
2.9 業務継続の報 告	届出をした日から、3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）するとともに、届出事項の変更の有無を確認し、国土交通大臣に点検の結果及び届出事項の変更の有無を報告すること。 なお当該報告は、届出をした日から3年を経過する毎に、その経過する日の90日前からその経過する日までの間に行うこと。	2.11 業務継続の報 告	届出をした日又は業務継続の報告をした日を基準に、少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）するとともに、届出荷送人の名称又は所在地を除く届出事項の変更の有無を確認し、国土交通大臣に点検の結果及び届出事項の変更の有無を報告すること。なお当該報告について、基準日の90日前から30日前までの間に国土交通省へ報告を行った場合、その基準日から3年間を新たに業務継続報告まで

			<u>の期間として設定する。</u>
2.10 業務継続報告 の期間に関する 特例	<p>下記①あるいは②を届出時又は業務継続報告時に添付した場合は、2.9の業務継続の報告を3年毎ではなく、5年毎に行うことで差し支えない。</p> <p>① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</p> <p>② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</p>	-	(新設)
2.11 業務の廃止	(略)	2.12 業務の廃止	(略)
6.4 登録申請の手 続きと申請書 の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。登録申請書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号（13桁） 個人の場合：氏名、住所</p> <p>② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 (自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地)</p>	6.4 登録申請の手 続きと申請書 の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならぬ。登録の申請に必要な書類は以下のとおりとする。</p> <p><u>以下の事項を記載した申請書</u></p> <p>① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号</p> <p>② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 (自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地)</p>

	<p>③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）</p> <p>④ コンテナ総重量の確定方法の区分 （方法1若しくは方法2又は両方で確定させるのか）</p> <p>⑤ 計量器の種類 （特定計量器若しくは器差が±5%の範囲内である計量器又は外部委託であるか）</p>		<p>③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び職名</p> <p>④ コンテナ総重量の確定方法の区分 （方法1若しくは方法2又は両方で確定させるのか）</p>
<p>6.5 登録申請書の 添付書類</p>	<p>申請書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書</p> <p>② 役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 （業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等）</p> <p>⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書</p> <p>⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 （港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）</p> <p>上記②から⑤は申請日時点のものとする。</p>	<p>6.5 登録の申請書の 添付書類</p>	<p>申請書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書</p> <p>② 役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 （業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等）</p> <p>⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書</p> <p>⑦ 次の許可等を得ている者にあつては、それを証明する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者</u> ・ <u>港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者</u> ・ <u>荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による</u>

			<p>貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む)</p> <p>⑧ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 (港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書)</p> <p>上記②から⑤は申請日時点のものとする。</p>
6.6 登録申請書の添付書類(コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書)	<p>コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書には、以下を定めておかなければならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>既により上記を満たす手順書又は社内規定等を有する場合には、当該手順書又は社内規定等をコンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書とみなす。</p> <p>上記の場合には、当該手順書又は社内規定を、6.5の⑥に代わり申請書に添付すること。</p>	6.6 登録の申請書の添付書類(コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書)	<p>コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書には、以下を定めておかなければならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>既により上記を満たす手順書又は社内規定等を有する場合には、当該手順書又は社内規定等をコンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書とみなす。</p> <p>上記の場合には、当該手順書又は社内規定を、6.5の⑦に代わり申請書に添付すること。</p>
6.7 登録手続きの特例(省略できる書類) ※別紙参照	<p><u>AEO承認・認定事業者又はISO9001取得者である場合には、それを証する書類を6.5の添付書類の一部に換えることのできる書類は以下のとおりとする。</u></p> <p>①定款及び登記事項証明書</p> <p>②役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験</p>	6.7 登録の特例	<p><u>有効な品質マネジメントシステム(ISO9001)取得している場合には、それを証する書類を6.5の添付書類の一部に換えることのできる。</u></p>

	<u>を有する者であることを証する書類</u>		
	(削る)	6.8 <u>登録の特例</u> (省略できる 書類) ※別紙参照	<u>登録の申請書の添付書類の一部の省略が認められている者は、以下書類の添付を省略してよい。</u> ①定款又は寄付行為及び登記事項証明書 ②役員の名及び経歴を記載した書類 ③コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ④コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験を有する者であることを証する書類
6.8 <u>申請の押印及び署名</u>	申請書への代表者等の押印又は署名は不要であり、登記事項証明書は写しで構わない。 <u>また、電子的方法により申請する場合は、申請の日は電子的方法により情報が送信された日とする。</u>	6.9 <u>申請の手続きの特例</u> (電子的方法による届出)	<u>法人番号を有する者であって、別に定める電子的方法により申請する場合には、申請書への代表者等の押印又は署名は不要とする</u> とともに、登記事項証明書は写しで構わない。
6.9 <u>登録変更</u>	登録確定事業者の <u>以下のいずれかの事項に変更があった場合には、変更した日から起算して 30 日を経過する日までの間に国土交通大臣の変更登録を受けなければならない。</u> ① <u>登録確定事業者の名称、住所、法人番号 (13桁)</u> ② <u>コンテナ総重量の確定方法の区分</u> ③ <u>登録に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先</u> ④ <u>業務実施手順書で定めるコンテナ総重量の確定方法 (確定の手順)</u>	6.10 <u>登録の変更</u>	登録確定事業者の <u>名称又は住所並びに代表者の氏名を変更しようとするときは、国土交通大臣の変更登録を受けなければならない。</u> <u>変更登録にあつては変更する日の 2 週間前までに国土交通大臣に登録事項変更申請を行うこと。</u>

	<p>に関する事項又は計量器の性能の確保に関する事項</p> <p>⑤ <u>登録の有効期間が 5 年間である者にとっては、ISO9001 認証又は AEO 承認・認定</u></p>		
	(削る)	<p>6.11</p> <p><u>登録の変更</u></p> <p>(届出事項)</p>	<p>6.10 以外の登録事項 (登録の申請書の添付書類の変更を含む) に変更がある場合には、変更後遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。登録の手続きの特例が認められている者の省略できる書類に変更があった場合には、登録の変更は必要としない。</p>
6.10 登録の有効期間	(略)	6.12 登録の有効期間	(略)
6.11 <u>登録の有効期間に関する特例 (告示第 8 条の国土交通大臣が定める期間)</u>	<p><u>告示第 8 条第 1 項の「国土交通大臣が定める期間」は、5 年間とする。</u></p> <p><u>なお、AEO 承認・認定事業者は以下①を、ISO9001 取得者は以下②を申請時に添付すること。</u></p> <p>① <u>AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</u></p> <p>② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u></p>		(新設)

<p>6.12 登録更新の手続き</p>	<p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新を申請しなければならない。更新の申請の方法については、登録の申請と同様とする。</p> <p><u>また、添付書類（登記事項証明書及び業務実施手順書を除く。）については、既に国土交通大臣に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>なお、登録更新申請書及びその添付書類に加え、6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練の実施記録、計量器の調整・点検結果報告を提出した場合は従来の登録番号の使用を認めることとする。</p>	<p>6.13 登録の更新の手続き</p>	<p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新を申請しなければならない。更新の申請の方法については、登録の申請と同様とする。</p> <p>なお、登録更新申請書及びその添付書類に加え、6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練の実施記録、計量器の調整・点検結果報告を提出した場合は従来の登録番号の使用を認めることとする。</p>
<p>6.13 登録廃止の手続き</p>	<p>(略)</p>	<p>6.14 登録の廃止の手続き</p>	<p>(略)</p>
<p>6.14 第三者の範囲</p>	<p>(略)</p>	<p>6.15 第三者の範囲</p>	<p>(略)</p>
<p>8.3 届出荷送人の公開の期間と削除</p>	<p>国土交通省は、届出日又は2.9の業務継続の報告があった日から3年を経過したにもかかわらず報告がない場合にあっては、電話、電子メール若しくは直接の訪問を含む実態確認等を行う。その実態が存在しないことを確認した場合、国土交通省は当該届出荷送人の公開を中止し、届出</p>	<p>8.3 届出荷送人の公開の期間と削除</p>	<p>国土交通省は、届出日又は2.11の業務継続の報告があった日から3年を経過したにもかかわらず報告がない場合にあっては、電話、電子メール若しくは直接の訪問を含む実態確認等を行う。その実態が存在しないことを確認した場合、国土交通省は当該届出荷送人の公開を中止し、届出</p>

	荷送人一覧からの削除を行うことができる。		荷送人一覧からの削除を行うことができる。
9.1 登録申請書の 審査	<p>国土交通省は、申請書及び添付書類を審査し、審査基準に適合していると認められるときは、登録簿に登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者氏名、法人番号、外部監査の有無、確定方法の区分及び計量器の種類（特定計量器又は点検・調整された、器差が±5%の範囲内である計量器）を記載する。</p> <p>また、国土交通省は登録通知書をもって申請者に登録年月日及び登録番号を通知する。</p>	9.1 登録申請書の 審査	<p>国土交通省は、申請書及び添付書類を審査し、審査基準に適合していると認められるときは、登録簿に登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者氏名、法人番号、外部監査の有無、確定方法の区分及び計量器の種類（特定計量器又は点検・調整された、器差が±5%の範囲内である計量器）を記載する。</p> <p><u>港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者、荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む) にあつては、証明する書類の写しも提出すること。</u></p> <p>また、国土交通省は登録通知書をもって申請者に登録年月日及び登録番号を通知する。</p>

6. よくある質問と回答

新			旧（平成 30 年 12 月）		
	届出書、登録申請書のひな形や、業務実施手順書の記載内容、手続きの方法等は提示されるのか。	国際海上輸送コンテナの総重量の確定方法マニュアル（以下「マニュアル」）に掲載します。マニュアルは、改正省令及び告示の交付にあわせて、国土交通省のホームページで公開します。		届出書、登録申請書のひな形や、業務実施手順書の記載内容、手続きの方法等は提示されるのか。	国際海上輸送コンテナの総重量の確定方法マニュアル（仮称。以下「マニュアル」）に掲載します。マニュアルは、改正省令及び告示の交付にあわせて、国土交通省のホームページで公開します。
2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、 <u>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者のうち、重量確定に係る P D C A サイクルを保有する者としております。</u>	2.6 届出の <u>手続きの特例 1</u> （記載事項等の一部を省略できる者）	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、ISO9001 取得者又は <u>AEO 輸出者</u> としております。これは、品質管理の P D C A サイクルを保有し、自主的な業務の改善及び顧客満足度の向上を目指すことで、コンテナ総重量の確定が確実に実施されると考えるためです。

<p>2.6 届出<u>手</u>続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>かつて ISO9001 を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。</p>	<p>（略）</p>	<p>2.6 届出<u>の</u>手続きの特例 <u>1</u>（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>かつて ISO9001 を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。</p>	<p>（略）</p>
<p>2.6 届出<u>手</u>続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>届出をする法人としては ISO9001 を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所は ISO9001 を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。</p>	<p>（略）</p>	<p>2.6 届出<u>の</u>手続きの特例 <u>1</u>（記載事項等の一部を省略できる者）</p>	<p>届出をする法人としては ISO9001 を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所は ISO9001 を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。</p>	<p>（略）</p>

2.6 届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	コンテナ総重量を確定に関与する当社の一部の組織では ISO9001 を取得しているが、全ての組織では ISO9001 を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	(略)	2.6 届出 <u>の</u> 手続きの特例 <u>1</u> （記載事項等の一部を省略できる者）	コンテナ総重量を確定に関与する当社の一部の組織では ISO9001 を取得しているが、全ての組織では ISO9001 を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	(略)
2.7 届出の押印及び署名	(略)	(略)	2.9 届出の <u>手続きの特例 2</u> （ <u>電子的方法による届出</u> ）	(略)	(略)
2.9 業務継続の報告	「3 年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	(略)	2.11 業務継続の報告	「 <u>少なくとも 3 年毎に業務の実施方法を点検</u> （外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	(略)
2.10 業務継続報告の期間に関する特例	<u>既に届出荷送人として届出</u> 手続きをしており、 <u>AEO 承認・認定事業者又は ISO9001 取得者であること</u> を証明する書類を提出している場合、令和 4 年 9 月 14 日公布の告示	<u>次回報告までの期間が自動延長されることはありません。次回報告までの期間を 5 年間としたい場合は、次のいずれか書類を添付し、令和 4 年 9 月 14 日以降に点検結果報</u>	-	(新設)	

	<p><u>改正に伴い、特段の追加手続きをしなくても、次回業務継続報告までの期間が自動的に延長されるのか。</u></p>	<p><u>告書を提出してください。</u></p> <p>① <u>AEO 承認・認定事業者であることを証明する書類及び AEO 制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</u></p> <p>② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u></p>			
6.5 登録申請書の 添付書類	<p>「コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類（業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等）」とあるがどのようなものか。</p>	(略)	6.5 登録の申請書 の添付書類	<p>「コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類（業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等）」とあるがどのようなものか。</p>	(略)

6.5 登録申請書の 添付書類	「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類（港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）」とあるがどのようなものか。	(略)	6.5 登録の申請書 の添付書類	「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類（港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）」とあるがどのようなものか。	(略)
6.10 登録の有効期 間	(略)	(略)	6.11 登録の有効期 間	(略)	(略)
6.11 <u>登録の有効期 間に関する特 例（告示第8条 の国土交通大 臣が定める期 間）</u>	<u>既に登録確定事業者として登録し ており、AEO承認・認定事業者又 はISO9001取得者であることを証 明する書類を提出している場合、 令和4年9月14日公布の告示改正 に伴い、特段の追加手続きをしな くとも、登録の有効期間が自動的 に延長されるのか。</u>	<u>登録の有効期間が自動延長される ことはありません。有効期間を5年 間としたい場合は、次のいずれか の書類を添付し、令和4年9月14 日以降に登録更新申請書類一式を 提出してください。</u> ① <u>AEO承認・認定事業者である ことを証明する書類及びAEO 制度における監査部門により コンテナ総重量確定に関する 内部監査が行われていること を確認できる内部監査関係書 類</u>	-	(新設)	

		② <u>ISO9001 を取得していることを証明する書類及び ISO9001 の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</u>			
6.14	(略)	(略)	6.15	(略)	(略)

「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル」新旧対照表

該当箇所	新（令和4年10月）	旧（平成30年12月）												
P. 2～3 目次（追加・削除）	4. 「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き (6) 業務継続報告の期間に関する特例 5. 「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き (9) 登録の有効期間に関する特例 削除	8. よくある質問と回答												
P. 28 (3) 届出の手続きの特例（修正） P. 29	(3) 届出の手続きの特例 AEO承認・認定事業者又は有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者は、それを証する書類の写しを届出書に添付することで、届出書の記載事項及び添付書類の一部を省略することができます。 AEO承認・認定事業者である場合 <table border="1" data-bbox="598 879 1323 1166"> <thead> <tr> <th>省略できる書類</th> <th>AEO輸出者の届出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)</td> <td>①届出書の記載事項 1)～4) (略)</td> </tr> <tr> <td>②添付書類 1) (略)</td> <td>②添付書類 1)～3) (略)</td> </tr> </tbody> </table> 届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いませんが、 <u>AEO承認・認定事業者である場合</u> であって、 <u>届け出の軽減措置を受けようとする場合には法人単位で届け出てください。</u> 品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合 (略)	省略できる書類	AEO輸出者の届出書類	①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)	①届出書の記載事項 1)～4) (略)	②添付書類 1) (略)	②添付書類 1)～3) (略)	(3) 届出の手続きの特例 有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している又はAEO輸出者として税関長の承認を得ている者は、それを証する書類の写しを届出書に添付することで、届出書の記載事項及び添付書類の一部を省略することができます。 AEO輸出者として税関長の承認を得ている場合 <table border="1" data-bbox="1350 879 2076 1166"> <thead> <tr> <th>省略できる書類</th> <th>AEO輸出者の届出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)</td> <td>①届出書の記載事項 1)～4) (略)</td> </tr> <tr> <td>②添付書類 1) (略)</td> <td>②添付書類 1)～3) (略)</td> </tr> </tbody> </table> 届出は法人単位でも、組織・事業所単位でも構いませんが、 <u>AEO輸出者の認定を得ている場合</u> であって、 <u>届け出の軽減措置を受けようとする場合には法人単位で届け出てください。</u> 品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合 (略)	省略できる書類	AEO輸出者の届出書類	①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)	①届出書の記載事項 1)～4) (略)	②添付書類 1) (略)	②添付書類 1)～3) (略)
省略できる書類	AEO輸出者の届出書類													
①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)	①届出書の記載事項 1)～4) (略)													
②添付書類 1) (略)	②添付書類 1)～3) (略)													
省略できる書類	AEO輸出者の届出書類													
①届出書の記載事項の省略 1)～3) (略)	①届出書の記載事項 1)～4) (略)													
②添付書類 1) (略)	②添付書類 1)～3) (略)													

<p>P. 29</p> <p>(4) 届出書の送付先 (追加・修正)</p>	<p>(4) 届出書の送付先 ※届出書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。</p> <p>電子メールによる届出</p> <p>法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「届出書 (第e1号様式)」と、現在事項が証明できる登記事項証明書の写し (PDF 形式等の電子ファイル)、業務実施手順書を備えていることを証明する書類 (PDF 形式等又はMicrosoft Word 文書の電子ファイル) を添付し、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」新規届出』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。</p> <p>また、メールデータの容量が5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、複数回に分けてお送りください。</p>	<p>(4) 届出書の送付先</p> <p>電子メールによる届出</p> <p>法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「届出書 (第e1号様式)」と、現在事項が証明できる登記事項証明書の写し (PDF 形式等の電子ファイル)、業務実施手順書を備えていることを証明する書類 (PDF 形式等又はMicrosoft Word 文書の電子ファイル) を添付し、メールの件名を『「輸出コンテナ総重量届出」申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。なお、電子メールによる届出の場合には、<u>届出書への代表者等の押印又は署名は必要ございません</u>。また、メールデータの容量が5MB を超える場合には、受信ができない場合がございますので、注意してください。</p>
<p>P. 30</p> <p>(5) 業務継続 (点検結果) の報告 (修正・追加)</p>	<p>(5) 業務継続 (点検結果) の報告</p> <p>届出をした日から、3年毎に業務の実施方法の点検 (外部監査又は内部監査等) の結果及び届出事項の変更の有無を国土交通省に文書又は電子メールにて報告してください。</p> <p>なお、当該報告は、届出をした日から3年を経過する毎に、その経過する日の90日前からその経過する日までの間に行ってください。</p> <p>文書 (ハードコピー) による報告の場合は、必要事項が記載されていれば任意の様式で構いませんが、当省にて用意している「点検結果報告書 (第2号様式)」を使用してください。電子メールによる報告の場合は「点検結果報告書 (第e2号様式)」により、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」業務継続報告』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。</p> <p>(スケジュール表) (略)</p>	<p>(5) 業務継続の報告</p> <p>届出をした日又は業務継続の報告をした日を基準に、少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検 (外部監査又は内部監査等) してください。また、届出荷送人の名称又は住所を除く届出事項の変更の有無も確認し、国土交通省に点検の結果及び届出事項の変更の有無を文書又は電子メールにて報告してください。</p> <p>なお、当該報告について、基準日の90日前から30日前までの間に国土交通省へ報告を行った場合、報告日ではなく、国土交通省に登録されている基準日から3年間を報告が必要な期間として再び設定することとします。そのため、報告の基準日から90日前を目安として前広に届け出を行うことを推奨します。</p> <p>文書 (ハードコピー) による報告の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「点検結果報告書 (第2号様式)」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「点検結果報告書 (第e2号様式)」により、メール</p>

		の件名を『「輸出コンテナ総重量点検結果報告」について』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。
P. 30 (6) 業務継続報告の期間に関する特例（追加）	<p>(6) 業務継続報告の期間に関する特例</p> <p>下記①あるいは②を届出時に添付した場合は、次回業務継続報告までの期間を基準日から5年間とします。</p> <p>①AE0承認・認定事業者であることを証明する書類及びAE0制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</p> <p>②ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</p> <p>ただし、次回業務継続報告までの期間が5年間となった場合でも、<u>少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）してください。また、AE0の承認・認定又はISO9001認証が切れた場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。</u></p>	
P. 31 (7) 届出事項の変更（修正）	<p>(7) 届出事項の変更</p> <p>届出荷送人の名称又は住所並びに法人番号、届出に係る担当部門の責任者の氏名又は連絡先、コンテナ総重量の確定方法の区分に変更があった場合には、遅滞なく国土交通省にその旨を届け出てください。なお、届出の手続きの特例により省略が認められている事項の変更があった場合には、届出の変更は必要としません。</p> <p>文書（ハードコピー）による変更届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出事項変更届（第3号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「届出事項変更届（第e3号様式）」により、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」届出</p>	<p>(6) 届出事項の変更</p> <p>届出荷送人の名称、住所（コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所を含む）、又は届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先に変更があった場合には、遅滞なく国土交通省にその旨を届け出てください。</p> <p>文書（ハードコピー）による変更届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出事項変更届（第3号様式）」を使用しても構いません。電子メールによる報告の場合は「届出事項変更届（第e3号様式）」により、メールの件名を『「輸出コンテナ総重量届出事項変更」について』と記入し、受付専用メールアドレスあて報告してください。</p>

	<p>事項変更』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。</p>					
<p>P. 31 (8) 業務廃止の届出 (修正)</p>	<p>(8) 業務廃止の届出 (略) 文書 (ハードコピー) による届出の場合は、必要事項が記載されていれば任意の様式でも構いませんが、当省にて用意している「届出廃止届 (第4号様式)」を使用しても構いません。電子メールによる届出の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」届出廃止』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。</p>	<p>(7) 業務廃止の届出 (略) 文書 (ハードコピー) による届出の場合は、必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「届出廃止届 (第4号様式)」を使用しても構いません。</p>				
<p>P. 32 (1) 国土交通省による登録 (追加)</p>	<p>(1) 国土交通省による登録 (略)</p> <p>※ 自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため登録を要しませんが、自らが荷送人にならず、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合は登録を要します。例えば、荷送人とはならない貨物利用運送事業者が貨物をコンテナに梱包し、コンテナ総重量を確定させる必要がある場合であって、①届出をしていない者が荷送人になる場合、②1本のコンテナに複数の荷送人がいる (貨物利用運送事業者が荷送人にならない貨物が含まれる) 場合などが該当します。</p>	<p>(1) 国土交通省による登録 (略)</p>				
<p>P. 32 (2) 国土交通省への申請 (追加)</p>	<p>(2) 国土交通省への申請 (略)</p> <table border="1" data-bbox="600 1203 1323 1406"> <tr> <td>①～④ (略) ⑤計量器の種類</td> <td>①～④ (略) 特定計量器、器差が±5%の範囲内で調整・点検された計量器、外部委託、計量器を使用せずに重量確定</td> </tr> </table>	①～④ (略) ⑤計量器の種類	①～④ (略) 特定計量器、器差が±5%の範囲内で調整・点検された計量器、外部委託、計量器を使用せずに重量確定	<p>2) 国土交通省への申請 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1352 1203 2074 1326"> <tr> <td>①～④ (略)</td> <td>①～④ (略)</td> </tr> </table>	①～④ (略)	①～④ (略)
①～④ (略) ⑤計量器の種類	①～④ (略) 特定計量器、器差が±5%の範囲内で調整・点検された計量器、外部委託、計量器を使用せずに重量確定					
①～④ (略)	①～④ (略)					

(3) 申請書の添付書類 (修正)

(3) 申請書の添付書類

①~⑥ (略) ⑦を削除	①~⑥ (略)
⑧を⑦に	⑧を⑦に

※1 及び※2 を削除

(3) 申請書の添付書類

①~⑥ (略) ⑦次の許可等を受けている場合にあっては、それを証明する書類※1 ・港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者 ・港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者 ・貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者であることを証する書類の写し※2	①~⑥ (略)
⑧ (略)	⑧ (略)

※1 港湾運送事業法に係る許可・認可については国土交通省港湾局港湾経済課に、貨物利用運送事業法に係る許可・登録については国土交通省物流審議官部門国際物流課にお問い合わせください。

※2 自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため登録を要しないが、自らは荷送人にならず、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合は登録を要します。例えば、荷送人とはならない貨物利用運送事業者が貨物をコンテナに梱包し、コンテナ総重量を確定させる必要がある場合であって、①届出をしていない者が荷送人になる場合、

		② 1本のコンテナに複数の荷送人がいる（貨物利用運送事業者が荷送人にならない貨物が含まれる）場合などが該当します。								
P. 33～34 (5) 申請書の提出先（修正）	<p>(5) 申請書の提出先</p> <p>電子メールによる申請 法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「申請書（第e4号様式）」と、定款及び現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF形式等の電子ファイル）等の添付書類を、件名に「コンテナ総重量確定制度 新規登録」と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。また、メールアドレスの容量が5MBを超える場合には、受信ができない場合がございますので、複数回に分けて送信してください。</p>	<p>(5) 申請書の提出先</p> <p>電子メールによる申請 法人番号を有する者であって、電子的方法により届け出る場合には、「申請書（第e4号様式）」と、定款及び現在事項が証明できる登記事項証明書の写し（PDF形式等の電子ファイル）等の添付書類を、件名に『「輸出コンテナ総重量登録」申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。なお、電子メールによる申請の場合には、申請書への代表者等の押印又は署名は必要ございません。また、メールアドレスの容量が5MBを超える場合には、受信ができない場合がございますので、注意してください。</p>								
P. 34 (6) 登録の手続きの特例（修正）	<p>(6) 登録の手続きの特例 AE0承認・認定事業者又は有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者は、それを証する書類の写しを申請書に添付することで、申請書の添付書類の一部を省略することができます。</p> <p>AE0承認・認定事業者又は品質マネジメントシステム（ISO9001）取得者である場合</p> <table border="1"> <tr> <td>省略できる添付書類</td> <td>ISO9001取得者、AE0承認・認定事業者が届け出る書類</td> </tr> <tr> <td>①から⑤（略）</td> <td>①から⑥（略） ⑦を削除</td> </tr> </table>	省略できる添付書類	ISO9001取得者、AE0承認・認定事業者が届け出る書類	①から⑤（略）	①から⑥（略） ⑦を削除	<p>(6) 申請の手続きの特例 有効な品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している者は、それを証する書類の写しを申請書に添付することで、申請書の添付書類の一部を省略することができます。</p> <p>品質マネジメントシステム（ISO9001）取得している場合</p> <table border="1"> <tr> <td>省略できる添付書類</td> <td>ISO9001取得者が届け出る書類</td> </tr> <tr> <td>①から⑤（略）</td> <td>①から⑥（略） ⑦港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可</td> </tr> </table>	省略できる添付書類	ISO9001取得者が届け出る書類	①から⑤（略）	①から⑥（略） ⑦港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可
省略できる添付書類	ISO9001取得者、AE0承認・認定事業者が届け出る書類									
①から⑤（略）	①から⑥（略） ⑦を削除									
省略できる添付書類	ISO9001取得者が届け出る書類									
①から⑤（略）	①から⑥（略） ⑦港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者、港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可									

		<p>⑧を⑦に</p>	<p>された者、荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む)であることを証する書類の写し</p> <p>⑧ (省略)</p>
<p>P. 35 (7) 登録事項の変更</p>	<p>(7) 登録事項の変更</p> <p>登録確定事業者の名称又は住所並びに法人番号(13桁)、コンテナ総重量の確定方法の区分、登録に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先、業務実施手順書中「計測・算出方法に関する事項」又は「計量器の性能の確保に関する事項」に変更がある場合には、変更日から起算して30日を経過する日までの間に国土交通大臣あてに変更を申請する必要があります。変更申請は必要事項が記載されたものであれば任意の様式でも構いませんが、「登録事項変更申請書(第6号様式)」を使用していただいても構いません。電子メールによる変更申請の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」登録事項変更申請』と記入し、受付専用メールアドレスあて申請してください。</p> <p>なお、上記事項以外の事項に変更があった場合は、登録更新時にその変更内容について報告してください。</p>	<p>(7) 登録事項の変更</p> <p>登録確定事業者の名称又は住所並びに代表者の氏名を変更しようとするときは、国土交通大臣の変更登録を受ける必要があります。変更の申請書は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録事項変更申請書(第6号様式)」を使用しても構いません。</p> <p>名称又は住所並びに代表者の氏名以外の登録事項(登録の申請書の添付書類の変更を含む)に変更がある場合には、変更後遅滞なく国土交通大臣に変更を届け出る必要があります。変更登録の申請は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録事項変更届(第7号様式)」を使用しても構いません。</p> <p>なお、登録の手続きの特例により省略が認められている事項の変更があった場合には、登録の変更は必要としません。</p>	
<p>P. 35 (8) 登録の更新</p>	<p>(8) 登録の更新</p> <p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録有効期間満了日の90日前から30日前までの間に登</p>	<p>(8) 登録の更新</p> <p>登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間</p>	

	<p>録更新申請をしてください。添付書類（登記事項証明書及び業務実施手順書を除く。）については、登録申請時又は前回登録更新時に提出した内容から変更がないときは、登録更新申請書にその旨を記載していただくことで、添付を省略することができます。申請書は任意の様式としますが、当省にて用意している「登録更新申請書（第8号様式）」を使用しても構いません。なお、所定の期間に登録更新申請を行わなかった場合は、登録番号の効力が無効となる可能性がありますのでご注意ください。</p> <p>(略)</p> <p>(スケジュール表) (略)</p>	<p>に登録の更新を申請してください。更新の申請の方法については、登録の申請と同様です。申請書は任意の様式といたしますが、別紙「登録更新申請書（第8号様式）」を使用しても構いません。</p> <p>なお、更新申請手続きでは国土交通省より新たな登録番号が付与されます。ただし、ガイドライン6.13に基づき、登録更新申請書及びその添付書類に加え、ガイドライン6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練を実施していることを証明する書類（国土交通省HPに雛形を公開）、計量器の調整・点検結果を記録した書類を提出した場合は旧登録番号を使用することができます。旧登録番号の使用を希望する場合は、少なくとも前述の3点を添付書類として提出して頂くことが必要になります。</p> <p>(略)</p>
<p>P. 36 (9) 登録の有効期間に関する特例 (追加)</p>	<p>(9) 登録の有効期間に関する特例 下記①あるいは②を申請時に添付した場合は、登録の有効期間を5年間とします。</p> <p>①AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類</p> <p>②IS09001を取得していることを証明する書類及びIS09001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類</p> <p>ただし、登録の有効期間が5年間となった場合でも、<u>少なくとも3年毎に業務の実施方法を点検(外部監査又は内部</u></p>	

	<u>監査等)してください。またAE0の承認・認定又はISO9001認証が切れた場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。</u>	
P. 36 (10) 登録の廃止 (修正)	(10) 登録の廃止 登録確定事業者が自ら重量確定の業務を廃止したときは、遅滞なく国土交通大臣に廃止を届け出てください。廃止届は必要事項が記載されているものであれば任意の様式で構いませんが、当省にて用意している「登録廃止届 (第9号様式)」を使用していただいても構いません。電子メールによる届出の場合は、メールの件名を『「コンテナ総重量確定制度」登録廃止』と記入し、受付専用メールアドレスあて届け出てください。	(9) 登録の廃止 登録確定事業者が自ら重量確定の業務を廃止したときは、遅滞なく国土交通大臣に廃止を届け出てください。廃止の届出は必要事項を記載した任意の様式といたしますが、「登録廃止届 (第9号様式)」を使用しても構いません。
7. 業務実施手順書・内部規程について	(削除)	・業務実施手順書・内部規程の事例 別紙業務実施手順書・内部規程を参考としてください。
8. よくある質問と回答	(削除)	・よくある質問と回答